

保育所入所認定調査

住 所		保護者氏名	児童名・年齢	希望園名			
市 町	(電話)		・ 歳 ①	園			
			・ 歳 ②	園			
			・ 歳 ③	園			
特記事項	保育料滞納 有・無	※外国人世帯日本語の理解度		面接日	面接担当者	総合点数	認定
	生活保護世帯 該当・非該当	父【○・△・×】 母【○・△・×】					
	転入 令和 年 月 日	前年度1月1日の住所地					
	() から転入	(都・道 市・区 府・県 町・村)			調整点数 (有・無)	標準時間 短時間 3号 2号 1号	

※ 日本語の理解度基準 ○：よくわかる・ゆっくり話せば伝わる △：少し話せる・会話になる ×：まったく理解できない・要 翻訳アプリ

(1)基準指数

区分	保育困難事由	保護者の状況	基準指数	父親	母親	評点計	保育認定
1	居宅外労働 (居宅外自営)	週5日以上1日平均8時間かつ月160時間以上の就労を常態としている	10	点	点	点	標準時間
		週5日以上1日平均6時間かつ月120時間以上の就労を常態としている	9				
		上記には該当しないが、月120時間以上働いている	8				
		週4日以上1日平均6時間かつ月96時間以上の就労を常態としている	7	点	点	点	短時間
		週4日以上1日平均4時間かつ月64時間以上の就労を常態としている	6				
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている	5				
2	居宅内労働 (居宅内自営) 農業・内職を含む	週5日以上1日平均8時間かつ月160時間以上の就労を常態としている	9	点	点	点	標準時間
		週5日以上1日平均6時間かつ月120時間以上の就労を常態としている	8				
		上記には該当しないが、月120時間以上働いている。	7				
		週4日以上1日平均6時間かつ月96時間以上の就労を常態としている	6	点	点	点	短時間
		週4日以上1日平均4時間かつ月64時間以上の就労を常態としている	5				
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている(内職全てを含む)	4				
3	求職活動中	公共職業安定所の記録等により定期的に求職活動が認められる	2	点	点	点	短時間
		求職活動中(上記以外の申立てによる)	1				
4	出 産	出産(予定)日前6週間、産後8週間	7	点	点	点	標準時間
5	保護者の 疾 病	1か月以上の入院または入院見込み、寝たきり	10	点	点	点	標準時間
		1か月以上の居宅内療養(安静を要すると診断されている、または日常生活動作に支障をきたしている)	8				標準時間
	保護者の 障がい	「身体障害者手帳1～2級」「聴覚障害者1～3級」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳A」「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当し、保育に耐えられない程度の障がいがある	10	点	点	点	標準時間
		上記以外で保育に耐えられない程度の障がいがある	7				短時間
6	親族の 介護・看護	親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている(要介護5・4)	10	点	点	点	標準・短 (区分2 準用)
		親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている(要介護3)	8				
		親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている(要介護1・2)	7				
		親族が長期入院しており、常時付き添いを必要とする	10				
		親族の通院加療及び自宅療養のため保育にあたれない	8				
		上記以外で必要とする場合	4				
7	災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育できない	10	点	点	点	標準時間
8	就学等	日中、就学・技能習得等のため、保育できない(通信を除く)	(区分1 準用)	点	点	点	標準・短
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条または配偶者虐待暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	10	点	点	点	標準時間
10	父母が いない	ひとり親世帯または両親がいない(令和 年 月 日～) (死亡、離婚、離婚調停中、未婚、行方不明、拘禁等のため)	15	点	点	点	
基準点数 計							

※保育標準時間:11時間 保育短時間:8時間

3号:0歳～満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)の前日、2号:満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)～就学前、1号:教育標準時間

<その他特記事項等>

(2)調整指数①

区 分		状 況			点数	
1	現在の 状況	父・母・父方祖父母・母方祖父母・その他（ ）が保育	0	備考	点	
		常時、企業内託児施設または無認可保育所を利用（月64時間以上） ※利用料領収証の写しを添付	1			
		保護者が勤務地に連れて行き保育（自営業、自宅、実家が勤務地は除く）	2			
2	兄弟姉妹の 状況	年中児以下の兄弟姉妹と同じ園を希望で、区分1・2が標準時間認定	6		点	
		年中児以下の兄弟姉妹と同じ園を希望で、区分1・2が短時間認定	3			
		兄弟姉妹同時申請（ 歳児 氏名 ）	0			
		兄弟姉妹が家庭内で保育されている（氏名 歳）	-2			
3	同居の 祖父母 父方・母方 該当に○	祖父〔 歳）・祖母〔 歳〕			点	
		祖父母のいずれかが65歳未満で、保育に専念できる	-10			
		保育困難〔困難事由〕	0			
	別居の 祖父母 ↑ 父方・母方 該当に○	祖父母のいずれかが65歳未満であり、公道を使用せず行き来できる別居 で、保育に専念できる	-10		点	
		祖父母のいずれかが65歳未満で、保育に専念できる	-2			
		保育困難〔困難事由〕	0			
		父方 祖父〔 歳〕職業等 祖母〔 歳〕職業等 住所				
		母方 祖父〔 歳〕職業等 祖母〔 歳〕職業等 住所				
送迎予定者 送迎方法 車での送迎	父・母・祖父・祖母・その他（続柄等 ）					
	自動車・自転車・徒歩・バス					
	可（父・母・祖父・祖母・その他） / 不可					
調整点数① 計						

※調整点数①において、同時に複数該当する場合は、該当するものを全てを加（減）算したものを世帯の点数とする

(3)調整指数② ※1

区 分		状 況	点数
1	在園児	市内の園に在園している	-1
2	就労予定・内定	就労予定又は内定である。（一次申込時のみ適用）	-2
3	居宅外自営の所在地	居宅外自営で仕事場と居宅が同じ敷地内または隣接地にある	-1
4	障がい児	児童または児童と生計を一つにしている児童が障がいのため、保護者の就労が制限される ※2	4
5	通院回数	保護者の疾病の程度が週4回以上の通院を必要とする	1
6	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する	1
7	所得資料の有無	（転入者）マイナンバーを持っていない方で市民税課税証明（控）の提出ができない、もしくは収入実績等がない、または就労証明書の就労状況（日数・時間）に対し、就労（収入）実績に整合性がない	-3
8	保育料未納世帯	未納の保育料が3ヶ月分以上あり、かつ納付の相談が無い。又は、未納保育料の納付約束を履行しない	-10
9	多子世帯	こどもが3人以上いる多子世帯である	1
10	多胎児	多胎児の申請である	1
11	保護者が保育士等	保護者が市内の認可保育施設で保育士・看護師として就労または就労予定（短時間相当の場合は3点）	6
12	入園（内定）辞退	入園内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	-15
調整点数② 計			

※1. 調整点数②において、同時に複数該当する場合は、該当するものを全てを加（減）算したものを世帯の点数とする

※2. 標準認定の場合は適用外

<総合点数が同点の場合の優先順位>

1	市内在住者
2	ひとり親家庭
3	生活保護世帯
4	基準指数が高い者
5	兄弟姉妹と同じ園になる者
6	祖父母等又は20歳以上の親族と同居していない者
7	申込み施設の順位が高い者
8	要件間の優先順位 ⑨虐待・DV ⑩父母の不存在 ⑤疾病・障がい ⑦災害 ①②就労 ⑥介護・看護 ④出産 ⑧就学 ③求職
9	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
10	保育料の階層が低い世帯